

# 明治学院大学弓道部OB会規約

## 第1章 総 則

- 第1条 この会は、明治学院大学弓道部OB会白金弓友会と称する。(以下本会という)
- 第2条 本会は、卒業生相互の親睦及び現役・OB相互の親睦をはかり、加えて明治学院大学弓道部の発展に寄与することをその目的とする。
- 第3条 本会は、明治学院大学弓道部の卒業生をもって構成する。

## 第2章 役 員

- 第4条 本会は、次の役員を置く。
- |      |     |
|------|-----|
| 名誉会長 | 1名  |
| 会長   | 1名  |
| 副会長  | 若干名 |
| 会計   | 1名  |
| 書記   | 若干名 |
| 監査   | 1名  |
- 第5条 本会役員は、総会において選出される。
- 第6条 本会役員の任期は、原則として2年とする。
- 第7条 本会役員の内兼任は、原則として認めない。但し役員の内欠員等、やむを得ない事情が生じたときは、新役員が決定するまで兼任することはこの限りではない。この場合は兼任を会長が命ずるものとする。

## 第3章 活 動

- 第8条 本会は、前第1章第2条の目的を遂行するために会員自身の運営により、次の活動を行う。
- (1) OB相互の親睦会

- (2) OB・現役相互の親睦会
- (3) 東京都学生弓道連盟主催のOB対抗戦に参加する。
- (4) 必要に応じ、明治学院大学弓道部に経済的援助及び事務作業面、部活動面で援助を行う。
  - ① OB・現役名簿作成に際して、適宜情報を提供する。
  - ② 会長及び弓道部監督が選任したOBを、指導のため合宿に派遣することがある。この場合の合宿費（実費）はOB会が負担する。
  - ③ その他必要な事項
- (5) 明治学院大学弓道部の指導職にあるOBに対し、適正と判断される額の活動援助金を毎年1回支給する。
- (6) その他の活動

## 第4章 会 計

- 第9条 本会は、前第3章第8条の活動を遂行するために次の会計細則を定める。
- (1) 本会会費は、年額4,000円とする。但し夫婦とも会員の場合は、夫婦で5,000円とする。  
会費の納入をもって、その年度の名簿等印刷物の発送先リストに会員名が載るものとする。
  - (2) 会費の歳入・歳出の一切を厳格に行い、本会費並びに帳簿等を保管する。
  - (3) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし会計報告は毎年一回行う。
  - (4) 本会費の剰余金は、翌年度の本会予算に繰り入れる。

## 第5章 総 会

- 第10条 本会総会は、原則として毎年一回5月に開催する。
- 第11条 本会総会は、全会員の過半数の出席かあるいは委任状を含めた過半数をもって成立するものとする。
- (1) 総会の議長は白金弓友会会長、もしくは副会長が行うこととする。
- 第12条 本会総会においては次の事項を決議する。
- (1) 前年度の活動報告および決算報告の承認。
  - (2) 年度の活動方針および年度予算の決定。
  - (3) 役員を選出

- (4) 規約改正
- (5) その他本会運営上必要な事項

第 13 条 本会総会の決議は、全出席者の過半数をもって議決される。但し委任状をも含むものとする。

## 第 6 章 加盟・脱退

第 14 条 本会への加盟は、明治学院大学弓道部の部員がその卒業と同時に加盟するものとする。

第 15 条 本会を脱退することは原則として認めない。但し会長が認めた場合はこの限りではない。

## 第 7 章 規約改正

第 16 条 本会規約の改廃は、総会において評議される。

第 17 条 本会規約の改正の必要ある場合は、会員が改正趣旨・改正原案を作成し総会において決議する。

### 付 則

1. 本会規約は昭和 45 年 4 月 1 日より施行する
2. 昭和 53 年 4 月 1 日一部改正施行
3. 昭和 54 年 4 月 1 日一部改正施行
4. 昭和 57 年 4 月 1 日一部改正施行
5. 平成 19 年 5 月 20 日一部改正施行
6. 平成 25 年 6 月 1 日一部改正施行